

令和 6 年度東港公園実施設計業務委託 特記仕様書

1. 業務名

令和 6 年度東港公園実施設計業務委託

2. 業務の目的

泉大津市公園整備マスタープランに基づいた公園の再整備を行うにあたり、工事発注のための図書の作成を行う。

なお、整備する内容については、公園区域内に整備する幼保連携型認定こども園（以下「公園内認定こども園」という。）との一体的な活用やデザインとともに認定こども園の通園等を踏まえ、公園機能の更なる充実をめざす。

3. 委託場所

泉大津市東港町地内 東港公園

4. 契約期間

契約締結日当日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

5. 業務の概要

(1) 設計対象地 東港公園：泉大津市東港町

(2) 設計業務対象面積 約 11,600 m²

※下記「9. 設計対象範囲」参照のうち認定こども園敷地を除く範囲

6. 業務内容

「泉大津市公園整備マスタープラン（令和元年 7 月策定）」における整備方針との整合を図った改修計画を検討し、設計条件の整理、遊具ならびに再整備が必要とされる諸施設、各種設備、植栽等について、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性、維持管理性などの面からの詳細検討を行い、工事発注のための実施設計図書を取りまとめる。

(1) 公園実施設計

① 与条件の確認及び調査

与条件や、泉大津市公園整備マスタープランにおける整備方針、計画について、把握、整理、確認を行う。

設計対象地について現地調査を行い、対象となる遊具等の公園施設、各種設備の設置状況等について確認する。また、対象となる公園施設について、保全・撤

去・再利用に関する確認を行う。

② 実施設計の検討

与条件の確認及び調査を基に基本方針を検討し、工事発注に向けて、意匠性、安全性、機能性、施工性、市場性、維持管理性等に関する検討を行う。

樹木の植栽などに関しては、生育状況等を踏まえ可能な限り、既存樹木を残置及び移植を行うなど、市担当職員と十分打合せを行うこと。

※ 1) トイレについては、新たに設置は行わないものとする。

2) 既存広場と同等規模(約3,800 m²)の広場を確保すること。また、広場への大型車両進入路も設けること。

※下記「9.設計対象範囲(破線青枠)」参照

3) 公園灯(灯具8台)がリース品となるため、残置もしくは、移設とすること。

・現状の台数以下で公園の照度基準を満たす場合は、必要台数以外は処分とする。

・公園内認定こども園内に既設公園灯がある場合は、移設(撤去)とすること。

4) 既設災害時誘導灯(8基)については、本業務改修(案)により、(公園及び広場)出入口の変更等がある場合は移設とすること。

※公園内認定こども園内に既設災害時誘導灯がある場合も移設とすること。

5) インフラ整備(雨污水排水、給水及び電気等)については、公園と公園内認定こども園とは切り離し整備を行うこと。

③ 実施設計図の作成

市から貸与する図面を基に、造成、割付、遊具等の施設、植栽、各種設備等の平面図と各種施設の構造図等を作成する。

④ 数量計算

改修実施図面を基に、平面数量計算ならびに材料計算を行い、公園工事工種体系ツリー図(国土交通省)に則って整理する。

⑤ 概算工事費の算出

公共単価の無い材料について、3社以上の見積もり徴集を行い、見積り一覧表として整理する。また、公共単価、見積り単価を基に概算工事費の算出を、9月上旬を目途に行う。また併せて工事発注時の特記仕様書(案)も作成する。

⑥ 鳥瞰図の作成

公園及び公園内認定こども園整備後の(公園を主体とした)鳥瞰図をA3サイズ1枚(着色仕上げ)作成する。

⑦ 実施設計説明書の作成

本仕様書(3)に示すワークショップの結果もふまえた検討資料をとりまとめた報告書を作成する。

⑧ 照査

業務の主要段階において照査を行う。照査の内容は次のとおりとする。

- 1) 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正について
- 2) 設計方法や設計手法の妥当性について
- 3) 成果品の内容の適正について

(2) 公園撤去設計

① 既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握及び現況図整理(過去の図面が無い場合、個別に計測し想定図の作成が必要、特に埋設基礎部や埋設管関係等)

② 撤去等方針の設定

撤去、移設、補修活用などの方針設定、撤去物の分類、処分場の把握など

※1) 城型遊具及びトイレについては撤去とする。

2) 公園改修に伴い不要となる地下埋設配管等は撤去することとする。

3) 公園内認定こども園を整備する区域に含む既存公園施設等においては、公園内認定こども園整備負担において撤去を行うため、本業務には含まない。

③ 撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図の作成を行う。

④ 撤去等数量計算

通常の数値算出に加えて、素材分類ごとの搬出量、運搬距離等の算出すること。

(3) ワークショップの開催(1回)

① 企画準備

公園再整備を行うにあたり、周辺住民の意見聴取を行う場として、ワークショップの実施計画の作成、周知案内チラシの作成、プログラムに沿って、会場・備品・名簿整理等の開催準備を行う。

② 資料作成

ワークショップ当日のプレゼン資料(パワーポイント等)や参加者への配布資料等を作成すること。

③ 実施・運営

ワークショップ当日の資料説明、ファシリテーター、実施補助(記録等)を行う。

④ 実施記録のまとめ

ワークショップ開催後、当日の検討結果や意見及び開催の様子等を整理する。また、これらの結果から運営に係る課題を整理する。

⑤ 案内チラシの作成

ワークショップ開催を案内するチラシ(原稿作成から、印刷・配布まで)の作成すること。

⑥ ニュース等の作成

ワークショップの結果を案内するチラシを作成すること。

(4) 打合せ・協議

業務の主要な区切りにおいて、監督員と打合せ・協議を行う。打合せは、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果納入時とし、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

その他、本特記仕様書に記載なき事項については、市担当職員と協議すること。

7. 納入成果品

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

(1)報告書	2部
実施設計説明書	一式
各種数量計算書	一式
工事費算出書	一式
照査報告書	一式
(2)設計図	1部
(3)鳥瞰図（公園内認定こども園の外観含む）	1部
(4)その他、監督員が指示するもの	1式
(5)成果電子データ	1式

※図面データに関しては、データ形式がPDFと本市が使用している【JW-WIN・IJCAD (Civil2021)】との互換性が良いデータとする。

8. その他

(1) 基準等

本特記仕様書に記載されていないものについては、大阪府「測量、調査及び設計業務等委託必携（令和5年4月版）」・国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改定第2版）・（社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」等に準じること。上記仕様書等が改定された場合は、改訂版に準ずること。

(2) その他

- ① 泉大津市都市公園条例その他法令を遵守すること。
- ② 公園内認定こども園との連携が図れる構造となるよう公園内認定こども園整備と十分に調整し、設計を行うこと。
- ③ 公園出入口は複数設け、形状等について、管理上支障とならない形態とすること。
- ④ 公園灯や散水栓等については公園等にかかる基準等に則って設置すること。
- ⑤ 公園内認定こども園占有区域外の公園内には、駐車場を設けないこと。

- ⑥ 周囲から見通しのよい構造（配置プラン）とし、死角等ができる場合は、防犯カメラ設置等も含め防犯面についても検討すること。
- ⑦ 維持管理にあたり維持管理車両が通行でき、且つ作業し得る構造とすること。新たに車両出入口を設ける場合は、歩道切下げ検討も含め、道路管理者及び泉大津警察署と協議を行うこと。
- ⑧ インフラ整備（雨污水排水、給水及び電気等）について、関係機関と積極的に協議を行い、円滑に業務を進めること。
- ⑨ 維持管理面（維持管理費用及び作業性）を最大限考慮すること。
- ⑩ 本市既定の公園台帳の作成を行うこと。

9. 設計対象範囲

